

福島県環境審議会第2部会議事要旨（平成16年5月31日）

1 開 会

2 引地部会長あいさつ

3 議事録署名人の指名
齋藤ミナ子委員と新妻香織委員を指名。

4 議 事

(1) 循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方についての論点整理
事務局から資料1について説明

質疑及び意見交換

(資料1)

1 福島県内の産業廃棄物処理の現状
特に意見なし

2 福島県が今後取り組むべき事項
中村委員

一部「3」に関わる部分もあろうかと思うが、一応「国民的理解の促進」とあるが、産業廃棄物となると、一般の県民からすると、ある限られた部分の感覚を持ちかねない。しかし、産業廃棄物に関しては、いわゆる環境保全に具体的にこのように貢献するというのを、「2」と「3」併せて、一般県民に対しても、産業廃棄物の抑制ということが県の環境保全に役立っているということをどこかでわかりやすくするような取組みや方策を検討してどうか。

事務局

具体的には、税の使途のところを検討していただきたい。

3 福島県が今後とるべき方策
樫村委員

検討会の山川座長から、税金は廃棄物を多く出すことに対する経済的なペナルティという意味があるという話を聞いたかと思うが、各県の税の目的を見ると、ペナルティということは書いていない。お金がかかるので、税金をとるという考え方であって、罰金的な内容のことは書いていないが、例としてペナルティということは挙げられないのか、その辺がよくわからない。実際はペナルティが含まれているのに、あのような条文になっているのか、本当にペナルティということは考えてはいけないのか、はっきりしないので、その辺を伺いたい。

事務局

ペナルティという場合は、一般的には過去の行為に対してなんらかの罰則を科すことになるかと思うが、産業廃棄物税については、排出抑制やリサイクルの促進という観点から、これからの取組みのために今後努力していこうという考え方に基づいているので、ペナルティという考え方では、事業者の方の理解は得られにくいと思う。

樫村委員

廃棄物を多く出すと、それだけ税金が多くかかる。だから廃棄物を少なくしようということは各県の条例には書いていない。お金がかかるから徴収するんだというところが多い。そうすると、経済的な効果としてねらっているのは、どのようなことなのか。各県でも、そのようなことはねらっているのか。

産業廃棄物の排出量の抑制については、技術や設備にお金がかかるので、その問題をきちんととらえなければならない。それを支援するためにお金をとるのだという書き方が多い。廃棄物をいっぱい出すと、税金をとられるから、節税する

ため排出抑制をするのが経済効果だと思ったが、それではいけないのか。

中村委員

一般の条例は規制条例が多いと思うが、今回の条例については、どちらかというと規制というよりは事業者が認識を高めて排出抑制にもっていかうという形のスタンスではないか。

そういった面で、税の目的は、規制に対して違反するということに対するペナルティということよりも、いかに関連事業者が意識して、条例化によって排出量を抑制し、最終処分場における延命化を図るということではないかと認識している。

渡辺委員

業者が税金を払う時に、その税金は、コスト縮減によって生み出してくるのか、あるいは料金に上乗せをして出すのか、あるいは両方から集めてきて出すのか、どういう形で納税するのか。

榎村委員

「3」の「福島県が今後取り組むべき方策」で、「技術的、財政的な支援を行う」と書いている。そうすると、業者は技術開発のお金は税金でまかなって、自社ではお金を出さなくなる。また、設備を作るときに、援助を受けることもある。

こうやって見ると、税金として出して、そのお金で施設を作るのであれば、同じことではないか。

渡辺委員

技術を高めようとしなかったり、能力がもともと無かったところは、淘汰されてしまうということになるのか。

榎村委員

そのようなところは、税金を払えば、技術開発力がなくても、他の事業者が開発してくれることになる。それは、税金でまかかったことだから、自分の会社でも使えることとなるということだが、具体的にはそのようなことは可能なのか。

渡辺委員

補助金として戻ってくるということはいいが、もともと出すときはどこから出しているのか。課税する側では、どのように想定しているのか。

引地部会長

その辺になると、事業者の考えが大きいと思うが、基本的には、やはりいかに廃棄物を少なくして、再資源化するとかリサイクル効率よくやって行く場合に、1事業者だけで解決ができるものもあるが、循環型社会というのは、いろいろなところで協力して成り立つものではないか。

渡辺委員

何百ある業者に対して、すべて性善説をとっていないと、この仕組みは動かない。どこかで手抜きをする業者がいれば、かえってそれが環境をまわりまわって悪くしていくとか、あるいは県民が迷惑をこうむるとか、そのようになるのではないか。

引地部会長

簡単に言えば、産業廃棄物ではなく一般廃棄物になるが、ペットボトルにしても紙にしても、そういったものは、一時は回収したけど、それがうまく流れないと、あるところにたまってしまって、リサイクルをするのではなくて、紙なら燃やしてしまうということになってしまう。そういうものを効率よく流して行くには、そういう物を受ける会社というリサイクルできる事業者が出てきて、そこに持ち込めば資源化できるとか、再生品ができるようになる。そうすると、他の事業者の方も、そこに流すようにすると効率よく動くようになる。

独特の廃棄物もあるので、一概にはいえない面もあるが、しかし、循環型社会ということは、そういう廃棄物を効率よく資源化、リサイクルして、減量化につなげるという方向にいかないといけない。

渡辺委員

この前、事業者から説明を聞くと、各県が規制をすると、規制のゆるやかなところをもって行くんだと。運搬コスト、人件費や税金などを総合的に判断して、一番持って行きやすいところへ持っていくというのが経済活動であって、そのようなことも含めて考えると、この税金はどこからもってくることになるのか。自分たちが払いやすいところから取ってくるのが基本になるのではないのか。そうすると、コストに上乘せずとか、あるいは厳しい処分をせずどこかで緩やかな処分をしてしまうとか、あるいは近県に捨ててしまうとか、そのようになってしまふ懸念はないのか。

何百社すべてがこの趣旨に沿ってやってくれればいいが、経済活動はそのようなものではなくて、ゆるいところゆるいところへ向いていくのではないのか。そこをどのように考えるのか。

中村委員

現在先進県が14あるわけで、そこで既に問題点があるのかないのか、その辺を事務局で情報をお持ちであれば、伺ってみてはどうか。

事務局

国の検討会での最終報告の骨子を、資料2として今日お配りしたが、環境省で渡辺委員からお話のあった、既に税を導入したところの影響等を若干考察している部分があるので、それを紹介しておきたい。

(資料2 P 2)

「4.現状における運用状況及びその効果と影響」

先ほどの議論から多少離れるが、税収の実績がどうだったかは、三重県や広島県では見込みより少なく、鳥取県及び岡山県においては、見込みよりも多かった。

三重県では、排出事業者が生産工程の改善等による排出削減やリサイクルの取り組みを継続的に進めていることが見込額を大きく下回った主な原因と考えられると分析されている。

(資料2 P 3)

また、これは税をどこから持ってきているかという議論にもなるかと思うが、転嫁の部分では、3ページの で、三重県と滋賀県以外は、最終処分業者特別徴収方式を取っているが、その状況を見ると、最終処分業者による税の徴収については、処分料金とは別に適切に税の徴収がなされており、他方、中間処理業者が、例えば焼却したあとのものを最終処分業者に回したりするので、そのとき税がかかるが、税の転嫁については、周知・説明は行われているものの、今のところ転嫁実態は十分には把握されていないという分析をしている。

(資料2 P 4)

まとめとしては、結論から言うと、税の効果と影響については、一番早い三重県でも平成14年4月から、その他の岡山県、鳥取県、広島県は平成15年4月から施行されていて、それほど時間がたっていないということがあがるが、一つは産廃税導入によって、税収による補助事業の活用が排出事業者における減量化促進にある程度寄与していると、三重県においては言われている。

渡辺委員からあった好ましくない回避行為については、税の導入に伴う産業廃棄物税をかけていないところなどへの県外への追い出しや県内への流入抑制はこれまでのところ認められていないという評価をしている。それから、これまで導入したところでは、不法投棄の明確な増加は見られていないという分析はしている。

なにぶん国でも、まだ時期が浅いということで、今後そのようなことをフォローアップしていく必要があるというとりまとめをしている。

4 税制度の導入に向けて検討すべき課題

(1) 制度の目的について

事務局

福島県の考えとしては、税を導入して搬入抑制を図るという以前の問題として、県の廃棄物行政の計画の中では、県内の産業廃棄物の中間処理なり最終処分に影響を及ぼさないようにしなければならないだろうということ、県外からの搬入物の中間処理や最終処分については、ある程度抑制すべきであると考えている。特に最終処分については、計画を作る段階で、県外物が最終処分場に19.5%ぐらい持ち込みをされているので、現状追認はしょうがないが、それ以上は抑制していくべきではないかとの一定の方向が示されており、そのベースで、税についても運用する考えでいる。

新妻委員

「4」の「制度の目的について」というのは、「2」の「今後取り組むべき事項」とリンクしているべきものだと思うが、「4」には「2」の「産業廃棄物処理施設の整備促進」という記載がない。

これは他の項目の中に入っているとも考えられるが、例えば、税の用途の問題で、これから話が出てくると思うが、処理施設は作っていかねばいけないが、地元の同意がなかなか得られない。そうなると、それを進めて行くために、地域振興にお金を出すとか、そのような部分も必要だと思う。

宮城県で問題になっている竹ノ内の処分場に行って来たが、本当にひどいものだった。周辺に硫化水素が今でも出ているし、県はちょっと覆土をしたぐらいだし、子供だましぐらいの排水のため池があるぐらいで、周辺の老人がかなり亡くなったというようなことを聞いている。今だに硫化水素のにおいがしているが、それが28,000ppmも出ている。

あのようなものができてしまうと、地元の環境に負荷を与えてしまう。中間処理施設であれ最終処分場であれ、作るとなると、地元で理解してもらわなければいけないし、優遇してあげないとだれも手を挙げないと思う。

税の用途にもからんでくるが、制度の目的のところ、「産業廃棄物処理施設の整備促進」という項目が入ってきてしかるべきだと思う。

引地部会長

最終的には、最終処分場が一番問題になってくるわけで、新しく作るのもなかなか認可されにくい。現在ある最終処分場をすこしでも長く使えるようにしていくために、公共の最終処分場や自社の処分場が作られていると思うが、税も含めて、どうすれば廃棄物を減らして最終処分場に埋め立てる量を少なくしていけるのか、そのようなことが基本になると思う。

しかし、各事業者が、廃棄物を減らそうと努力してもなかなか減らすものが難しいものもある。そのような点で、非常に難しい課題がまだまだあるんだろうと思う。

そういう意味で、この税の用途や、自社処分場を設けている会社に猶予するのかどうかという問題もある。

ただ、他県と違いすぎても問題がある。

新妻委員

事務局にお伺いしたいが、「今後取り組むべき事項」とかなりリンクしたものが制度の目的というところに書いてあると思うが、産業廃棄物処理施設の整備促進ということを書かなかった理由はあるのか。

事務局

今回は、事務局ですべてのものを記載をするというものではなくて、今まで御議論いただいたものを踏まえて、整理をしている。その辺の議論は目的の中では薄かったので、ここから抜けているということもある。今、委員がおっしゃったような見解があれば、当然ここに入ってくるし、用途のところにも入ってくる。

樫村委員

今の「2」と「4」との関係だが、「2」は「福島県が今後取り組むべき事項」で、「4」は「制度の目的」であり、全く同じではないと思う。

たとえば、2の(1)に「産業廃棄物に関する国民的理解の促進」というのがある。この中で、よく言われている環境教育の推進という項目があるが、果たして産業廃棄物税を使えるのかどうか。環境教育というのは、教育予算であって、一般財源から支出されており、これを今回新しくとった税金でまかなうとなると、教育予算が浮くので、その浮いたお金をどうするんだという説明がないといけない。

他県の例では、財政が緊縮しているから税をとるんだということを言っているところもある。それで産業廃棄物税を取られたのでは、一般財源が足りないからという話になると、なんで私たちが払わなければならないんだということになる。

同じようなことが、不法投棄の未然防止にもいえる。これは、いってみれば警察予算になる。警察予算が足りないから、税をあてて、その予算は他にあてるということであれば、税金を払うほうは納得ができないと思う。

渡辺委員

その件については、前々回の審議会で、税金を基金のようなものに入れて、その基金からその都度必要なものに支出してはどうなんだろうという意見が出たと思う。これはまさしくそうであって、これにつかうこれにつかうと羅列してしまうと、縛られてしまうので、4の(1)にある環境への負荷が軽減される循環型社会の形成に資する施策に充当するといえれば、その都度基金の運用で、それは教育であってもなんであっても、その基金の運用機関が決定すればいいのではないか。

多少教育に足を突っ込むような話でも、警察に足を突っ込むような話でも、基金の運用団体がきちんと決定するというか、方向付けをすれば、それはそれで納得される使い方になるのではないか。

櫻村委員

ただ、一般財源の補完ということでは、とても認められないと思うので、産業廃棄物に直接関わるような施策であって、個々の業者が負担しにくいものに対して出すことがいいのではないか。

渡辺委員

先生と同じで、一般財源かわからないような、あいまいな支出はできないお金ではあると思う。

櫻村委員

そういう点から考えると、「2」と「4」がずれてくるのは、その関係をきちんとすれば納得できるのではないか。

事務局

今の議論に関して、また国の調査の紹介をしたい。

今渡辺委員がおっしゃったことは、各県で行っている。資料2の3ページの一番上の部分で、税収の会計処理については、一般会計の中に条例に基づき基金を設けて通常の会計とは別枠で会計処理を行っていて、税の目的にあったものに財源を充てている。そのようなやりかたで、会計処理の透明性は確保しているという先進県の事例がある。

三重県、鳥取県、岡山県、広島県はすべて基金を設けて、使途は税の目的に合ったものに制限している。

引地部会長

循環型社会を構築していくためには、事業者の方だけの理解では難しい面もある。県民は関係ないのかというと、製品化されたものを利用するのは国民であって、それを使えば廃棄物等になってくる。そのようなものを有効に資源化していき、循環型社会を形成していく上では、事業者の拡大責任というものも

あるし、事業者と県民が一体となって取り組むべきこともある。

税の使途として考えるときに、県民の中には、産業廃棄物税というと我々に関係ないというようにとらえる人もいると思うが、大きな関わりはあると思う。県民の理解を高める環境教育というものも、そのような目的はあるかと思う。

そうして、事業者が効率的に事業を行っていけるようにするとか、あるいは最終処分場をつくらうとしたときには、地域住民の理解が必要となるわけで、そのような時に協力してもらおうということも一つの考え方になってくる。

完全に循環して廃棄物がでないということであれば、そのようなことは必要ないかもしれないが、今の段階では無理であって、その目的に向かって進んでいくには、いろいろな角度から協力していく必要がある。

中井委員

今回の税を考える際に、産業廃棄物にかなり限定するのか。あるいは廃棄物一般、つまり産業廃棄物よりももうすこし広い廃棄物をとらえるのか。このあたりが大きな論点になるのではないか。

2ページの4(1)の枠で囲んだところの表記の問題で、4つの項目があるが、その前の記述では必ずしも産業廃棄物の発生抑制という言い方ではなく、もう少し広いとらえ方がされている。直接産業廃棄物という言葉がかかってくるのは、1つ目の項目だけであって、あとはもうちょっと広いとらえ方がされているのかどうか。ここの表記が、産業廃棄物にかなり限定したものを制度の目的としているのか、そこはもう少し緩やかに、それ以外のものも場合によっては含むのかどうか、その確認は必要ではないか。

事務局

この部分では、産業廃棄物に限定して考えている。

中井委員

そうすると、例えばリサイクルの推進という場合も、産業廃棄物のリサイクルの推進ということにとらえるとすると、環境教育一般だとか、廃棄物一般ではなくて、産業廃棄物にかかわるものに限った目的に使うということで整理したほうがいいのではないか。

引地部会長

産業廃棄物税であるので、事業者の廃棄物に関する税になってくると思うが、廃棄物の中では、一般廃棄物と産業廃棄物がはっきり区分しにくいものもある。事業者以外は関係ないのかということ、問題もある。

例えば、建設廃材などというのは、自宅をリフォームしたり、壊して新しくしたいなどという場合にも、今は分別解体をすることになって、資源として利用していくことになっている。その場合、依頼した人がお金を払ってリサイクルを行っている。自動車にしても、いろいろなものがあり、産廃には一般県民は関係ないのかということ、関係はしている。全く遊離しているわけではない。非常に身近なものは一般廃棄物でいいが、産廃の中で、事業者だけで解決できるものと、一般県民も関係しているものがあると思う。

中井委員

やはり条例なり税というのは、直接対象にしているものは何かということは、はっきり限定する必要がある。

それによって事実上どういう影響なり効果がでるかということは別の話であり、結果的に税を課すことによって他県からの廃棄物の搬入が減少するとかは、実際ありうる話であるし、ひょっとして税の導入の目的として、そのようなことも考えていないわけではないと思う。

ただ、あまり、他県からの搬入規制をすることが税の目的として明文化、明確化されていると、それは業者にとってもいろいろと不都合が生じるということで、事実上なり結果的に起こる効果ということと、条例が明文化して意図していることとは、区別した議論をしないといけない。

そこを混同してしまうと、非常に議論がややこしくなるように思う。確かに、

一般廃棄物とつながる部分はあると思うが、あくまで今回の税の導入というのは、産廃業者に直接かける税で、それはどういう目的で使うのか、どういう形で徴収するのかということに限定した議論をして、結果的にどういった影響が出るかは、それはいろいろあるかと思うが、あまりそのようなところを制度の中身に取り組むようなことは、議論としては避けたほうがいいのではないかと。

渡辺委員

4 ページで税制度が3つに区分された表がある。これを見ると、税が排出税なのか、処分税なのか。どちらに比重を置いているのか、それとも両方なのか。それによって、この税の用途の比重も変わってくると思う。処理に対してかけるのであれば、処理技術の振興であるとか、設備の整備に回さなければならぬし、排出に税金の比重がかかるのであれば、できるだけ排出がないような技術の振興にその税金を充てて整備していかなければならない。そのように変わってくるので、今中井先生がおっしゃったように、この税金の性格はどちらにするんだということから始まらないと、この税金の使い道にはたどり着かないのではないかと。でないと、公平感が失われてしまうと思う。

事務局

今議論頂いている4番目の「税制度の導入に向けて検討すべき課題」というのは、4(1)

の制度の目的や、(2)の納税義務者についてや、(3)の課税対象についてなどを通じる議論となっている。

排出抑制とリサイクルの推進ということからすれば、4ページの表の中の、真ん中の制度は、発生抑制や中間処理段階でのリサイクルの推進を兼ねてできる制度であるので、多数の県がこの制度を導入している。そのような議論を踏まえて、図表の中をご検討いただきながら、(1)から(3)までの関連した議論をしていただきたいと思っている。

また、先ほどの議論で、「廃棄物等」という言葉の定義の問題があった。今は、「循環型社会の形成」という表現を最後にもってきているが、循環型社会の形成のために産業廃棄物税をどうすべきかという原点に立ち返った表現が的を得ていると思うので、再度整理をしたい。

(2) 納税義務者について

(3) 課税対象について

櫻村委員

廃棄物の発生抑制という目的からいうと、排出事業者が一番責任がある。中間処理などがきちんとできる製品を作らないと、あとの処理が大変になる。排出事業者が一番自覚をしてもらわなければいけないという意味からすれば、排出事業者に税金を課するのが一番いい。

ただ、これをやると、一般の家庭が排出事業者となる可能性もあり、実際は難しい。他県小さな事業者が福島県の最終処分場に持ち込む場合もあり、把握が不可能な場合もあるので、特別徴収義務者をおく真ん中の制度が一番合理的ではないか。

また、近隣との関係でみると、宮城県では真ん中の制度を取っているということもある。

茨城県等の取組みはどうなっているのか。

事務局

山形県では、審議会や検討会では検討してはいないが、事務レベルでの検討は行っている。栃木県も、同じように事務レベルでの検討は行っている。茨城県、群馬県では、具体的な検討は事務レベルでも行っていない。

新潟県は、条例が制定されて、16年4月1日から施行されている。

北東北三県と、新潟県と、最近条例が制定された宮城県は、制度的にはこの表の真ん中の最終処分業者が特別徴収義務者となる方式を採用している。

櫻村委員

税の事務費の問題があるが、納税義務者がいくらかお金をもらえる例がある。同じように、納税事務費を認める方向はあるのか。

これは入れるべきだと思う。最終処分業者は、産廃の処理量を減らせといっても、自分たちのところに埋めるだけで、なんの努力もできない。せいぜい排出事業者や中間処理業者に文句をつけるくらいしかできない。

事務局

他県では、そのような事業者に対して、若干の交付金制度を作っていると聞いている。

新妻委員

どういう税のかけ方をするかということにも関連してくるが、例えば重さだけだとしたら、簡単だとは思いますが、内容物によっては、非常に危険だけど非常に軽いといった、重さだけで量られては困る物もある。そのようなものが安くなるんだと、あまり意味がない。内容物に関して、ポイント制のようなもので課税すべきではないか。

やっぱり危険なものは、それなりの高い税金を払うべきだと思うし、埋めてもそれほど環境負荷がないものは、それほど高い税金をとらなくてもいいのではないか。

そうなった場合、最終処分業者が特別徴収をすることができるのか。非常に難しい問題になると思う。

引地部会長

それは、前回事業者からも説明があったかと思うが、最終処分場に埋め立てる際に、有害物はある値以下でないを持ち込めないという制度があるので、それに合致しているかで判断せざるを得ない。

それが守られていれば、後は重さに課税することとなる。

新妻委員

たとえば、廃プラなど軽い容量があるものを持ってこられて、軽いから安いというのはおかしいと思う。

引地部会長

そのようなものは、もう少し焼却処理や資源化などで減量化して、残りを最終処分場へ持ちこむことが建前になる。

新妻委員

建前はそうだが、この前業者の方から聞くと、リサイクルは費用がかかるので、リサイクルよりも最終処分場へ持ち込むという話があった。

建前だけではどうしようもないので、内容をちゃんとチェックできるのかということも重要。

櫻村委員

単に持ち込まれたものの重さで課税するというのは、非常に便宜的だと思う。

まだリサイクルができる余地があるのに、最終処分場に持ち込んでしまったものに対しては、それなりの税金をかけることがいいのではないか。

例えば、有機物がたくさんあるような場合には、高く税金をかけるような形にするなど、そのようなものを加味した鑑定ができれば、合理的かと思う。

引地部会長

この表の真ん中を見ていくと、排出事業者が直接最終処分場に持ち込むのと、中間処理業者を経てから最終処分場に持ち込む場合、あるいは排出事業者が自社で前処理をやってから最終処分場に持ち込むというケースがあると思う。

循環型社会を目的にすれば、減量化や、リサイクルできるものは分別して、どうしてもそのようなことができないものは安定化、減量化、無害化してから

最終処分場に持ち込むということが一番望ましい。それが、循環型社会を構築していくことになっていく。

ただ、最終処分場に持ち込んでいたのでは、すぐにいっぱいになってしまつて、耐用年数が減っていったら大変なことになる。

櫻村委員

それは規制で行うべきではないか。最終処分場に持ち込む時に、検査してから持ち込めばいい。まだまだリサイクルできるものを最終処分している例もあるのではないか。

新妻委員

また竹ノ内の例だが、安定型の最終処分場で、固形物しか入れていけないにもかかわらず、注射針や半導体などが平気で捨てられていて、今でもそれが上に出ているくらいである。県が中に入っていくと、最終処分場は暴力団と結託しているところがあって、殴り合いになっていた。また、一般の人は絶対に入らせなかったという状況にあった。あれは最悪の状況だが、そのような処分場の現状があって、そのようなことも予想される。そこで、ゴミの選別をして持ち帰れというのはほとんど不可能で、ゴミの世界は恐ろしいと思ったが、有効に働くやり方でないと難しいと思う。

事務局

新妻委員が行った処理場は、安定型であるので、ガラスとか、プラスチックとかを入れて、汚水が出ないような限定されたものだけを入れていけば問題はないが、遮水シートもないし、水処理施設もないので、そのような問題が起きる。硫化水素も出るので、宮城県は苦労しているし、今までの指導監督がある意味でなかってなかったということがあって、問題が表面化したのだと思う。

そのようなことがあって、国では、平成9年、12年、13年、15年に、廃棄物処理法を年々改正して、そのような処分場の状況を改善するために法規制をしている。

また、櫻村先生がおっしゃったように、処分場に入れていけないものは法律上決まっている。持ってきた物を安易に入れた場合には、その処分場は許可が取り消されるという法制度が確立しており、目を盗んでやったときには、許可の取り消しや刑務所に入るとかの罰則があるので、廃棄物処理法と一昨年県で立ち上げた産廃条例でケアされていると思っている。

そのような自主的な取組や法律による規制的な対応はある程度なされており、悪徳業者がいるからそのような法律改正なり条例の制定をしてきている。

今回は、プラスアルファの部分で、循環型社会を形成するために産業廃棄物行政はどうあるべきかという検討をして、産業廃棄物税は有効であるという結論ですので、そこに焦点を絞っていただきたい。

引地部会長

最終処分場、特に管理型の最終処分場に持ち込む場合には、マニフェストが重視されて、法律も厳しくなっており、正常に処理されたと仮定して、最終処分場に持ち込まれる廃棄物に対してどうあるべきかということに議論を絞って考えて行きたい。

そうすると、真ん中の案は、納税義務者は排出事業者であって、最終処分場に持ち込まれる段階での産業廃棄物の量に課税するというようにとらえられるが、そのようなことでいいのか。

中村委員

事務局におたずねしたいが、ふつうは税の徴収は県が行うが、最終処分業者が特別徴収義務者になる場合に、ここでは最終処分業者が県に代わって税の徴収を行うのかという点と、「搬入される廃棄物」というのと、「最終処分場に埋め立てられる廃棄物」という表現には違いはあるのか。

事務局

特別徴収義務者というのは、中村委員がおっしゃったように、本来県が直接徴収するところを代わって徴収して頂くというシステムになっている。

二番目は、排出事業者が最終処分業者に持ち込む量に課税する場合と、排出事業者が焼却とか、破碎とか、脱水とか、そのような中間処理をした後については、廃棄物処理法上残ったもの、焼却の残さとか脱水して残った汚泥とか、そういうものは中間処理業者が出した廃棄物になるので、中間処理業者を排出事業者ととらえている。

ただ、それについては、中間処理に伴う費用として最終的には排出事業者に転嫁されるべき性格のものと位置づけてある。

それと、「搬入される産業廃棄物」と、「埋め立てられる産業廃棄物」という表現を使っているが、税法上の課税対象といった時に、このような表現が出てくるが、簡単にいうと、二番目の方は、最終処分場に運び込まれるものについて課税し、右端のものは、最終処分するという行為に課税するという違いがある。

ということで、一番最後の最終処分業者課税方式というのは、納税義務者は最終処分という行為をする最終処分業者になり、真ん中のものとはちょっと性格が違ってくる。

それについては、最終処分をすることで、排出事業者に転嫁を行うことにはなると思うが、税法上の直接納付する義務者は最終処分業者になっているので、排出事業者へのインセンティブがなかなか働きにくいというのが一般的な評価となっている。

引地部会長

おおかたの県は、真ん中の方式をとっている。

これまでの議論を踏まえると、納税義務者は排出事業者、課税対象は、最終処分場に搬入される産業廃棄物になる。

(4) その他留意すべき事項

自社処分場への搬入について

中井委員

具体的に、福島県でどのくらい自社処分業者がいるのか。また、自社処分業者の年間の排出量などがデータとしてあれば、教えていただきたい。

事務局

現在整理中だが、平成12年度から平成14年度の県全体の最終処分場に持ち込まれる量は、だいたい平成12年度は89万トンぐらい。平成13年度は101万8千トン、平成14年度は、71万3千トンぐらいと推定している。

自社処理と処分業者の処理の割合は、平成12年度と13年度は、だいたい55%が自社処理であって、平成14年度は40%に減っている。

逆に言えば、なぜ福島県はこんなに自社処分が多いかというと、浜通りに電力会社が多く、発電所の石炭の燃えがらが出ることと、堺化学のように、一つの会社で大量に自社処理をしていることがあり、平成14年度に40%に減ったのは、電力関係の企業で、減量化、リサイクルを進めて、燃えがらをセメントの材料に入れてもらって、自社処分が減っているという動きがある。

この数字は、現在整理中であり、次回の部会で提出できるよう努力したい。

中井委員

ということは、自社処分場を課税対象に入れるか入れないかは、かなり大きなウエートを占めているということか。

引地部会長

そのようになる。

ただ、この前、自社処分場で処理をしている事業者から出た意見では、自

社処分場もできるだけ埋め立てる量を減らして、長く使いたい。そのためには、リサイクルや資源化できるものは、できるだけ行いたい。電力会社では、焼却された石炭灰をセメント業界に流して利用してもらっているが、いろいろなところから集まってくるので、十分には流れていないことが話題になっていた。

そのようなことがあって、循環型社会を形成していくには、すべてがリサイクルにうまく流れていけばいいが、流れないと困ってしまう。そこが非常に難しいところではないか。

新妻委員

この問題に関して、非常にシンプルに考えれば、3つの選択肢がある。

自社処理しているところは、自分のところで既に負担しているから、課税すべきではないという考え方が一つ。それから、自社処理であっても環境に対する負荷はかかっているのだからそれに対しては課税すべきだというのが二つ目。もう一つは、少しは自分たちで努力はしているので、ふつうに処理場に持ち込むよりは税金を安くしましょうという3つかと思う。

その中で言うと、私の意見は、循環型社会の推進のため、排出抑制ということを目的とするのであれば、自社処理であっても、どのくらい安くすべきだという問題はあるが、同じく税金はかけるべきだと思う。

あまりにも安くなってしまうと、抑制効果が働かなくなる。

渡辺委員

環境に負荷がかかるという話があったが、負荷の算定が難しい。先ほど県の説明があったように、あくまでも産業廃棄物に対する税金ということであれば、そこに絞っていかないと、環境税のようになってしまう、環境税と二重課税になってしまう。

産業廃棄物に対して、税をかけるかかけないかという論議をすべき。

環境に負荷がかかるから税をかけるという考え方ではアバウトになってしまう。

排出されたものに税をかけるのであって、環境に対する負荷にかけるのであれば、算出のしようがない。

リサイクルがどの程度達成されたかを見ないと、いっしょくたにはできない。まけるとかまけないとか以前の問題で、かけ方の問題。積算で考えないと、理論的におかしくなってしまう。

櫻村委員

自社処分を非課税にする理由で、既に営業資源を相当投下しているということはこの前意見を述べた事業者はおっしゃっているが、これは6ページの税の使途で、このようなことに関して全部自分たちでやっていて、県の補助はいらぬということを主張して、だから税金を払わなければいいということを行っているのだと思う。

この2社とも、廃棄物の処理が大量な会社で、一般の中間処理業者や最終処分業者には頼めない。それで、自分たちですべてやってしまうので、いいのではないかということになる。

その主張を認めるか認めないかということになるが、私の意見としては、事業者さんの話もわかるが、区別せずに一緒にやっっていこうというものであり、例えば廃棄物処分場で問題が起きて、自社処分場のところは県は知りませんというわけにもいかないのだから、税の公正さということを考えると、ここまでは免除してここまでは免除しないという境がはっきり決められない。

渡辺委員

その反対もいえると思う。一生懸命やっているものに対して課税することは、インセンティブを損なうことになるのではないか。

せっかく意識とか認識とか、一体感をもってやろうというときに、やっているものとやらないものとごっちゃにすることはインセンティブを損なうことにつながりかねない。

櫻村委員

ただ、自社処分をやってないからいい加減にやっているということではない。それなりに中間処理業者は投資をしてやっているし、最終処分業者もちゃんと基準があって、投資をしてやっているのだから、ちゃんと県の指導を受けてやっている。規模が大きい小さいかということの違いだけであって、かかっているお金は同じだし、やっていることも一緒だし、意地悪く考えると、自社処分だからいくらでもごまかせるという話になるし、区別するのは非常に難しいのではないかと。

名越委員

いろいろな小さな所も含めて、県の人たちが、代表的なところをヒアリングすることなども必要ではないかと思う。
私は、課税すべきだと思う。

中井委員

自社処分と業者に委託して処理する場合の考え方の違いはどこにあるのか。つまり、自社処分できない排出事業者は、委託料を払って業者に委託している。自社処分業者は、なかなか業者に委託できないようなものを自分で処理するという面もあるし、大量に出る物で委託すると委託料が莫大な費用になるので、それだったら自分でやった方がコスト面でもいいという面もあるでしょうし、自社処分の業者と通常自社では処理できなくて委託処理をしている業者を差別化する理由付けがどこにあるのかということをもうちょっと明確にすると、平等に課税していいのか、課税しないのか、あるいは課税はするけれども、免税という取扱いをするのか、今回の条例との関連で、自社と委託処理している排出事業者に差をつけることの意味をもう少し明確にするような議論をしたほうがいいのではないかと。

引地部会長

自社処分場で処分する場合と、処分を委託してやってもらう場合で、どちらがうのか。確かに、自社処分場で処分するときは、最終処分場を建設するのに相当月日をかけて地域住民の了解を得ている。お金も相当使っているのも確かである。県や公的機関の最終処分場がもういっぱいになってしまっていて、そのようなところに埋立てると、他の事業者に迷惑をかけるという面もある。自社でそのようなものを作って、ほかに迷惑をかけないようにするということが考えられる。そのように、いろいろな考えがでてくる気がする。そこがポイントになってくる気がする。

本当は、処分業者にしても、リサイクルをして廃棄物をさらに減らすことができればいい。石炭灰にしても、それを受け入れてくれる業者があれば、埋め立てる必要はなくなってくるが、セメント業界といっても、今は景気が悪いのか、あるいはいろいろなところからゴミの焼却灰や汚泥の焼却灰などいろいろなものが流れていることもあるので、リサイクルするのはなかなか難しい問題。

それで、自社処分場に埋め立てざるを得なくなっている気もする。

そのような意味で、循環型社会を構築して行くのには、セメントの減量以外でリサイクルできる事業を開拓できるようになってくれば変わってくると思うが、そこが一番ポイントかなと思う。

税をそのような事業に使って行って、できるだけ自社処分場を持つ事業者も、廃棄物の量を減らしていく姿勢を重視していくことも可能ではないか。

ただ、急にはなかなか難しい。

どのように今後進めていけばいいか、そこが一番のポイントになる。

齋藤ミナ子委員

自社処分に対して少し差をつけて課税をした方がいいと思うのは、全く課税をしなかったら、自社処分量がどれだけ増えていくか、見当もつかなくなるし、全く大手の企業は自社の努力でやってきているのは見えているが、だ

から税金をかけないとすれば、どれだけ増えてくるかもわからないので、努力が見えるためには、それに応じてすこし税金をかけてもらって、これからの努力に関しての基本になるようにしたほうがいいと思う。

中村委員

私も個人的には、まず今後県が取り組むべき一つの方向性として、排出抑制やリサイクルを進めるという大前提があるので、基本的には自社処分も対象とすべきだと思う。

しかし、自社処分場をもっている事業者は、自分の事業所内でも排出抑制をしなければ、自分の首を絞めるようにもなる。そこで、少し、斎藤委員がおっしゃったような、緩和的な部分も考えていくのが一つの方法かなと感じた。

中井委員

自社の最終処分場を持っている事業者に対して、税を課さなくていいという意見はなさそうなので、あるとすれば中間的な減税なり免税ということかなという気がするが、ただその場合も、なぜ自社処分場を持つ事業者だけ減税するのかという理由付けなり根拠は、明確にする必要がある。

先ほどの意見を聞いていると、自前で最終処分場を確保するに当たっては、いろいろな努力をしているというあたりが、もし減税なり一部免税の重要なポイントであれば、2ページの制度の目的の所に、福島県としては最終処分場の確保や延命など、できるだけ最終処分場を長く使うといったことが、例えば制度の目的の中に入っていれば、自社で最終処分場を持っている事業者は、制度の目的にかなったことをやっているのだから、理由付けになる気がする。

戻るようだが、制度の目的と自社処分業者についての一定の配慮なり優遇の問題は、つなげないと、仮に軽減するにしても、なぜそこだけ軽減するのかという説明がなかなかつかなくなるのではないかという気がするのだから、制度の目的に入れるのがふさわしいかどうかというのは、吟味する必要があると思うが、もしそのような方向で部会がまとまるのであれば、もう一度制度の目的も絡めて、検討したほうがいいのではないか。

引地部会長

確かに県では、郡山地区に公共の処分場を建設したいという要望があって、取り組んでいるようですが、なかなか難しい。いわきにおいてもそうだったが、公共の処分場がいっぱいになってしまって、そこを増設しようとかほかに作ろうとしても、なかなか認められない。処分場は建設するのに大変であるということは、みんな理解できると思う。

そのようなことを、制度の目的の項目の中に入れるべきかどうか。

渡辺委員

私は先ほど、減免には反対したが、何をしたら減らすとかそのようなものではなくて、積み重ねがいいと思う。先ほどポイント制という言葉が出たが、要するに自分で持たない、人任せ、内容物が危険、恒常的に出しているというところはポイントが高く、自分のところでがんばっている、処分場も自分のものだ、人の手を煩わしていない、そのようなところは、ポイントが少なくなる。

ポイント制で、できるだけシンプルにしていけばそれなりの根拠を持つ。

あなたは何をしているから減らすと言うのは、温情主義であり、もともとの課税の考え方に反する。

これを行っているから、これだけの税金で、あなたはここまでやったから、ここまでの税金だという積み上げでいかないと、納得してもらいにくいのではないか。

完璧にやっていて、環境負荷も全くないということであれば、課税もないということになるのではないか。

中井委員

次回までに、事務局で制度の目的について整理してほしい。

税の適正な負担について
事業者の事務負担について

引地部会長

でいっている、税が適切に負担されるための制度の周知徹底、不法投棄の監視の強化、排出量や処分量の適切な把握で、特に適切な把握が重要になってくる気がする。

排出事業者が、どのくらい排出して、中間処理業者や最終処分業者に委託した量を示すと同時に、最終処分業者もどのくらい受け入れたかをチェックして、違いがないか、一致しているかを把握することになる。

県外からのものには、どのように対処するのか。

事務局

は、制度の円滑な運用をする際の留意すべき点として理解している。

県外物のことについては、の排出量や処分量の適切な把握ということになると思うが、マニフェストを活用するのがお互いに負担にならないと思う。

自分のものを運ぶ際には、法律では義務がなかったが、条例でそのようなものも保管しましょうと制度化しているのので、県外物であろうと県内物であろうと、把握できると現時点では考えている。

榎村委員

マニフェストがあるので、最終処分場に持ち込まれた量については、どの排出事業者や処理業者からのものはわかることとなる。その量に対して、最終処分業者が税を徴収することになるが、これは結構事務費がかかると思う。既存の事務を最大限利用したといっても、特殊な事務になってくるのではないか。の上の2つは、あまり理解できない。

事務局

事業者に対する事務負担の軽減が必要であるという意見が出ているので、一つ目のところは、対象となる事業者に対する事務負担は最小限にするということ念頭に置くべきであるという考え方で、前の部分と関係するが、要は既存の事務を最大限利用するというところで、マニフェスト制度という既存の制度があるので、制度を作る際には、新たに税を課す際の事務負担を軽減すべきであろうという意見が出ているので、そのようなことは、制度設計の際には配慮すべきであると思う。

また、3番目の制度設計の際の経済的配慮というのは、特別徴収義務者は、ただ単に県のお手伝いということではなくて、県に代わって事務をやっていることに対しては、それなりの反対給付はあってしかるべきだということ。

次回において、このようなことが想定されるのではないかという記載があれば、なお理解がされるのではないかと思う。

榎村委員

実際に計算するに当たって、変にややこしいと、ますます事務が多くなるので、コンピュータに入れておいて計算できるような形になっていれば、そんなに事務負担はかからないと思う。

引地部会長

持ち込む排出事業者が非常に多いと大変になる。

量は多くなくても、年間の実績を記録しておかないといけない。

榎村委員

やはり免税点は必要。あまり弱小なところにかけるのはどうか。

5 税の使途

櫻村委員

資料2の2ページで、「特に、税収の使途が、公共関与の処理施設の整備、処理施設周辺の環境影響監視、周辺住民とのリスクコミュニケーションなど処理施設の円滑な確保や運営に密接に関連したもので、かつ、その使途の透明性が確保されたものである場合、応益性がより明確になり、排出事業者や処理業者にとっては受け入れやすい。」と書いているが、これは非常に重要だと思う。税の使途のところに、5つ上がっているが、どこに入るのか、これは入れないのか。これは何らかの形で入れた方がいいと思う。

最終処分場で排水が出てくる時に、その排水は、排出基準に合っていればOKとなる。しかし、地域住民というのは、それだけでは満足しない。環境ホルモンなどというのは、基準もないようなものもあるので、例えば下流の生物群集に対して影響があるかないかということ、モニターして、影響があれば問題にしていくという環境監視という制度がきちんとしていけば、地域住民もそれほど心配しないで、信用してやってくれると思う。

そのようなことに対して、地域住民とコミュニケーションをとることが、非常に大事であって、これは、下流となると非常に広いところになるので、他からの水も入ってくるし、1業者がまかなえる話ではない。そういうものは、地域自治体が責任をもってやっていくべきで、そのために使えば、地域住民にとっても業者にとっても大事なことではないか。

事務局

この「5」については、あくまで例示で、今お話のあった件についても、十分配慮したい。

櫻村委員

各県の使途で、地域振興に使っている例がある。地域振興というのは、この税金の使途ではなくて、別の税金を使うべきものだと思う。地域振興に使うと、そこで浮いた税金を何に使うかということになる。

処分場と関係のない公園を作るとか、もしそのようなことをやるなら、業者さんと地域住民の間でやってもらう話であって、税金の話とは違うのではないか。そのようなものが、各県の中にいくつかあり、これはどうなんだという気がした。

中井委員

不法投棄の未然防止に関して、下の優良事業者の育成はいいと思うが、不法投棄をするような悪質な事業者に対して、税を払うのは一応優良な業者であるので、優良な業者が、なぜ悪質な業者が不法投棄をするために、自分たちが納めた税金が使われるのかは、ちょっと腑に落ちない気がするのではないか。下の優良な処理業者の育成はいいと思うが、不法投棄の未然防止だと、税の使い方としてちょっと疑念がある。

引地部会長

確かに、税をかけると、不法投棄が増えるのではないかと懸念して入れていたのではないかと気がするが、目的としては、税の使途には入らないのかもしれない。

家電製品なども、有料にしたらその辺に不法投棄が多くなったということもあり、確かに不法投棄させないということも、税が課されることで、そのようないい加減な処理をされたのでは困るということでは、ちょっと関係しているかもしれないが、税の使途に値するのかどうかは、議論が必要。

事務局

資料2の3ページの表2で、「監視体制の強化等の不適正処理未然防止対策」というものを、税の使途として行っている県が8県ある。

そのような県では、まじめに納めている人からとった税収を、なぜ悪いことをした人に使うのかということが、一番反発を招いている。また、資料1の5ページの、税の適正な負担のところにも、不法投棄に関する監視の強化ということが

出てくる。本来は、そのようなところには税収を使うべきではないが、税制度そのものがうまくいくためには、やむを得ない事務になるのではないかと考えている。

ただ、だからといって、皆さんの意見を封じるということでは言うておるのではなく、そのような苦渋の中の選択で、顔を出しているのだなと考へている。

もう一歩進めると、廃棄物の不法投棄の撤去までこのお金を使うべきではないかという議論もしている県もある。しかし、そこまではこの産廃税の税金は利用できないのではないかとすることで、排除されて来ていた。しかし、新潟県は、不法投棄の撤去まで、あるトップの英断をもってやっているとある事実はあるが、その用途については、不法投棄に対して使わせるかどうかということが、どの県でも悩んでいる。

名越委員

不法投棄に関しては、NHKでござらんになった方がいるかもしれないが、結局不法投棄そのものは犯罪である。ですから、その辺の意識を、我々で持って考えていくと、不法投棄の防止対策をしていないときは、県で7～8人ぐらいの規模で監視体制を敷いていたが、どうも動きを把握できないということで、どこの県だか忘れたが、80名以上に監視員を増やしたら、今まで数パーセント程度しか監視体制が有効でなかったのが、50%以上監視体制が功を奏したということが言われていて、監視体制をなんとかしなければ、不法投棄はどのようにも、につきもさつきもいかなないと思う。ですから、みんながそれを同じレベルで認識して、これに税を投じるということは私は大賛成。

引地部会長

各市町村でも、かなり力を入れて対策を取っているのは確かで、そのような方面から、お金が流れているのも確かである。

この税の目的となると、そこは引っかかる点もあるが、それをやらせないということは非常にわかるので、そのお金の出所がどこなのかは、またいろいろ意見があるかと思うので、その辺も併せて、次回までにたたき台となる案を作って、検討したいと思う。

5 その他 事務局

今回までの各委員からの議論を踏まえ、事務局で中間取りまとめ案を作成し、次回の部会でご審議いただきたいと思う。

6 閉 会

以 上